

バイク便・軽貨物 届出申請の手引き 【全国対応です】

串田行政書士事務所 行政書士 串田 直人

〒300 - 1532 茨城県取手市谷中271 - 3

TEL/FAX 0297 - 82 - 7047

携帯 090 - 7831 - 3592

Eメール kushida21c@peace.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www17.ocn.ne.jp/~kushida/>

茨城県行政書士会会員・行政書士実践実務研究会会員

1 . 貨物軽自動車運送事業届出申請書の作成費用

バイク便・軽貨物運送事業の申請書一式（正・副の各1通）作成の費用です。
運輸支局への申請書の届出は、依頼者に行っていただきます。

区 分	【全国対応です】 申請書一式作成費用 （正・副の各1通）
【新規申請】 軽貨物運送事業経営届出申請 車両は、1台	23,000円
【変更申請】 軽貨物運送事業経営変更届出 車両は、1台まで	10,000円
車両2台目以降 1台につき	5,000円

- (注) 1 . 運輸支局への申請費用（法定費用）は、不要です。
2 . 管轄の自動車検査登録事務所（通称：陸運局）にて、
営業用ナンバーを取得する費用は、含まれておりません。

2 . ご依頼方法

4項の『依頼書』と5項の『必要書類』を当事務所へFAXしてください。

串田行政書士事務所

FAX：0297-82-7047

3 . 費用の振込先

当事務所への料金の振込口座をご案内しますので、
下記の料金の振り込みを、お願いいたします。

振り込み手数料は、ご依頼人にてご負担下さい。

振込完了後、当事務所にて着手させていただきます。

- ・新規申請：23,000円（車両2台目以降は、5,000円/台を加算）
- ・変更申請：10,000円（車両2台目以降は、5,000円/台を加算）

常陽銀行 藤代支店 普通口座 1410705 口座名義 串田 直人
(ジョウヨウギンコウ フジシロシテン クシダ ナオト)

4．依頼書への記入

軽貨物運送事業の内容について、依頼書に記入してください。

5．必要書類

軽自動車の場合は、車検証

軽貨物運送事業に使用する軽自動車の車検証のコピー（1部）
（40ナンバーの軽自動車）

バイク便の場合は、（1）～（3）のいずれかの書類

バイク便を行う場合の注意点

125cc以上の二輪の自動車が必要になりますので、
具体的には250ccクラスの自動二輪となります。

（1）ナンバー登録がされていれば『軽自動車届出済証』又は『車検証』、
250cc以下のバイクは、軽自動車届出済証

（2）ナンバーが未登録であれば『譲渡証明書』

（3）中古であれば『譲渡証明書』、『廃車証明書』など
車台番号が記入されているものを入手する。

*中古の場合は、自動二輪の所有者有り/無しで入手書類が異なります。

登記簿謄本のコピー（法人の場合のみ）

住民票のコピー（個人事業の場合のみ）

運転免許証のコピー（個人事業の場合のみ）

変更申請の場合は、新規申請時の『貨物軽自動車運送事業経営届出書』のコピー

6．軽貨物運送事業（貨物軽自動車運送事業）の概要

貨物軽自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る）を使用して貨物を運送する事業をいいます。

（貨物自動車運送事業法第二条第二項及び第四項）

具体的には、会社や個人の方から貨物の運送の依頼を受け、自動車を使用して運送し、その対価として運賃や料金を受け取る仕事がこの事業にあたります。

運送に使用する自動車は、軽自動車（40ナンバーの軽自動車）、二輪の自動車などを使用して貨物を運送します。

貨物軽自動車運送事業に使用する車両のナンバープレート（自動車登録番号標）の色は、軽自動車、二輪の自動車であれば黒地に黄色の文字になっています。通常これらは総称して「営業ナンバー」または、「青ナンバー」と呼ばれ、自家用自動車と区別されています。

7 . 申請手順

おおまかな手順は次のとおりとなっております。

(1) 軽貨物運送業の許可基準に適合していることが必要です。

参照 (6 . 軽貨物運送業の許可基準)

(2) 『貨物軽自動車運送事業経営届出書』(下記の ~ の書類)

当事務所で正・副、各 1 通を作成します。

【届出の必要書類】

貨物軽自動車運送事業経営届出書

* 軽四輪の場合の約款は、国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たって、その旨を記載することにより、約款の添付は不要になります。

(注) バイク便の場合は、バイク便専用約款が必要になりますので、バイク便専用約款を当事務所で作成し、届け出の際に添付します。

・ 標準貨物軽自動車運送約款 (国土交通省告示第 1 7 1 号)

・ 標準貨物軽自動車引越運送約款 (国土交通省告示第 1 7 2 号)

運賃料金設定届

事業用自動車連絡書へ を添付

軽四輪、オートバイの『車検証』、『軽自動車届出済証』、『譲渡証明書』、
又は『廃車証明書』など、車台番号が分かる書類のコピー

(3) 管轄の運輸支局の輸送担当窓口へ『貨物軽自動車運送事業経営届出書』を提出。

(上記の ~ の書類)

正・副、各 1 通を提出

(4) 『貨物軽自動車運送事業経営届出書』を運輸支局にて審査。

(5) 届出が受理されますと『事業用自動車等連絡書』が当日交付され、
事業用自動車の営業ナンバー届出等各種手続きが行えます。

(6) 管轄の自動車検査登録事務所 (通称 : 陸運局) にて、営業用ナンバーを取り付ける。

(7) 軽貨物運送業の開始

8 . 軽貨物運送業の許可基準

基準は大きくわけて次の項目から構成され、項目毎に細かな基準が定められています

項目	備考
1 . 営業所	営業活動及び運転者の管理を行う拠点を記載すること。
2 . 自動車の数	(1) 各営業所に配置する事業の用に供する事業用自動車の種別（靈きゅう自動車、普通自動車、二輪の自動車）ごとの数を記載すること。 (2) 二輪の自動車は、総排気量が125cc以上必要。 * 通常の125ccのバイクは許可されません。
3 . 自動車倉庫	(1) 原則として営業所に併設されていること。併設できない場合は、営業所からの距離が2キロメートルを超えないこと。 (2) 計画する事業用自動車すべてを収容できるものであること。 (3) 使用権原を有すること。 自己保有の場合は登記簿謄本。 借入の場合は契約期間が1年以上の賃貸借契約書の写しの添付及び原本提示をもって使用権原を有するものとする。 土地所有者の承諾書の原本。 (4) 都市計画法等関係法令（農地法、建築基準法等）に抵触しない旨の宣誓書の添付をすること。 (5) 他の用途に使用される部分と明確に区分されていること。
4 . 休憩・睡眠施設	乗務員が有効に利用することができる適切な施設であること。
5 . 運送約款	(1) 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。 運賃及び料金の収受並びに貨物軽自動車運送事業者の責任に関する事項等が明確に定められているものであること。 旅客の運送を行うことを想定したものでないこと。 (2) 国土交通大臣が定めて公示した標準約款を使用する場合には、届出書の記載に当たってその旨を記載することにより、約款の添付は不要とする。
6 . 軽自動車の構造等	届出に係る事業用自動車（二輪の自動車を除く）の乗車定員、最大積載量及び構造等が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。 軽自動車は、40ナンバー 二輪の自動車は、総排気量が125cc以上必要。 （具体的には、250ccクラスが必要）
7 . 管理体制	事業の適切な運営を確保するために運行管理等の管理体制を整えているものであること。
8 . 損害賠償能力	自動車損害賠償保障法等に基づく責任保険または責任救済に加入する計画のほか一般自動車損害保険（責任保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。

9 . 軽貨物運送事業（貨物軽自動車運送事業）開始後について

運送事業を開始した際には、税金、労働保険、社会保険の諸届出が必要になります。

（1）国の税金

国の税金には法人税（個人事業の場合は所得税）と消費税があり、本店または主な事務所を管轄する税務署が窓口になります。

（2）地方自治体に納める税金

地方自治体に納める税金には、住民税（市民税と県民税）と事業税があり、市民税は市役所、県民税と事業税は県税事務所が窓口になります。

（東京23区の場合には都税事務所1カ所に届け出ればよい）

（3）労働保険関係

本店（支店や営業所がある場合にはそれぞれの事業所）を管轄する労働基準監督署と公共職業安定所（ハローワーク）が管轄します。前者は労働者災害補償保険（労災保険）、後者は雇用保険（失業保険）を管轄し、1人でも従業員を雇用すれば加入しなければなりません。

（4）社会保険関係

健康保険や厚生年金保険の手続きは、社会保険事務所が窓口になります。

健康保険や厚生年金保険は、会社を設立したら加入が義務づけられているのに対し、個人事業の場合は従業員が5人以上いると適用されます。

【法人設立後の各種届出一覧表】

届出を行うときは、法人の場合は、法人の『代表者印』
 個人事業の場合は、個人の『認印』を持参してください。

届出先	届出書類	備考
管轄の 税務署	個人事業の開廃業等届出書	個人事業を開業した場合
	法人設立届出書	設立後2ヶ月以内 【添付書類】 登記簿謄本【コピー1通】 定款【コピー1通】
	青色申告の承認申請書	希望する場合、設立後3ヶ月以内
	給与支払事務所の開設届出書	第1回目の給与支払日まで
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	源泉所得税の支払いを年2回で納付する特例を希望するとき
管轄の 県税事務所	法人設立等申告書 (東京都は、都税事務所)	設立後2ヶ月以内に届出 【添付書類】 登記簿謄本【コピー1通】 定款【コピー1通】
本店所在地の 市町村役場	法人設立等申告書	設立後2ヶ月以内に届出 【添付書類】 登記簿謄本【コピー1通】 定款【コピー1通】
労働基準 監督署	労働保険関係成立届	1人でも従業員を雇用したとき 雇い入れた日から10日以内
	労働保険概算保険料申告書	
	就業規則届	従業員が10名以上いるとき
公共職業 安定所	雇用保険適用事業所設置届	1人でも従業員を雇用したとき 雇い入れた日から10日以内
	雇用保険被保険者資格取得届	
社会保険 事務所	健康保険、厚生年金保険 新規適用届	健康保険、厚生年金保険に 加入するときは速やかに 手続を行う
	新規適用事業所現況書	
	健康保険、厚生年金保険 被保険者資格取得届	

詳細につきましては、各届出先にご確認下さい。